

室蘭工業大学コンサート実施要項

平成21年6月30日
学 長 伺 定

(趣旨)

第1条 この要項は、大学創立60周年を記念して室蘭工業大学(以下「本学」という。)が実施するピアノ等によるコンサートについて、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 このコンサートの名称を「蘭岳コンサート」という。

(実施組織)

第3条 蘭岳コンサートを実施するために、本学に蘭岳コンサート実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。

2 実行委員会は、室蘭工業大学副学長・事務局長(以下「事務局長」という。)が指名する教職員若干名をもって組織する。

3 実行委員会に委員長を置き事務局長をもって充てる。

(職務)

第4条 実行委員会は、事務局各課等の協力を得て、蘭岳コンサート実施に係る企画、広報、運営を行う。

2 実行委員会は、蘭岳コンサートへの出演者を選定し、その出演交渉を行う。

3 実行委員会は、蘭岳コンサートの実施に向けて必要に応じ外部の専門家の協力を仰ぐものとする。

(年度計画の策定)

第5条 実行委員会は、毎年はじめに次年度の事業実施計画の概要を策定し、学長の承認を得るものとする。ただし、演奏者の人選等不確定な部分についてはこの限りではない。

2 実行委員会は、毎年度事業終了後は、速やかに実施報告書を作成し、学長に報告するものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、蘭岳コンサートに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成21年6月30日から実施する。

2 第5条第1項前段の規定は平成22年度から適用するものとし、平成21年度にあっては、事業実施計画策定後速やかに学長の承認を得るものとする。